

令和7年度 第1回 松戸市安全・快適まちづくり協議会議事録

1. 開催日時：令和8年2月17日（火）10時00分から11時10分まで
2. 開催場所：松戸市役所 新館7階 大会議室
3. 出席委員：委員 佐藤 秀樹
委員 秋山 和敏
委員 長濱 和代
委員 戸田 栄造
委員 大越 徹朗
委員 恩田 忠治
委員 渋谷 寛之
委員 田中 孝
委員 内山 雅郎
委員 杉下 友矩
委員 上野 真一
4. 傍聴者：1名
5. 出席職員：市民安全課長 栗田 友樹
参事補 鈴木 愛彦
課長補佐 瀬尾 恵子
主幹 佐々木 史範
主事 小野 恵太
主事 内藤 恵介
廃棄物対策課長 増田 暢彦
課長補佐 細野 善二郎
健康推進課課長補佐 長谷川 純子

6. 議事

(事務局)

只今より「令和7年度 第1回 松戸市安全・快適まちづくり協議会」を開催いたします。

はじめに、先程委嘱状を交付させていただきましたが、今回初めて委員となられた方もおりますので、こちらからお名前をお呼びします。恐れ入りますが、その場でご起立のうえ、自己紹介いただければと存じます。

(各委員による自己紹介、事務局及び関係課職員の紹介)

(事務局)

続きまして、配布させていただきました会議資料につきまして、確認させていただきます。

1. 協議会の協議・報告資料（ホチキス止めのもの）
こちらは、事前に郵送等でお渡しした資料となっております。
2. 資料 11 ページ、刑法犯認知件数の差し替え資料
3. 条例関係書類（松戸市安全で快適なまちづくり条例・施行規則・協議会運営規則）
4. 松戸市安全・快適まちづくり協議会名簿
5. 松戸市安全で快適なまちづくり条例チラシ（カラー刷り両面 1 枚）
6. 客引き行為等の規制強化に関する啓発チラシ（カラー刷り両面 1 枚）
7. 条例啓発物資 1 点（ウエットティッシュ）

配布資料について、過不足等ございましたら事務局までお声かけください。

(事務局)

続きまして、本日の議事に入る前に、「松戸市安全・快適まちづくり協議会の組織及び運営に関する規則」第 3 条第 1 項並びに第 3 項の規定に基づき、会長及び会長代理の選出を行いたいと思います。

まず、会長につきまして、ご指名または立候補される方がいらっしゃればお願いします。

もしいらっしゃらないようであれば、事務局案として引き続き恩田会長にお願いできればと考えておりますが、いかがでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(事務局)

それでは、会長は恩田委員にお願いしたいと思います。会長は、会長席までご移動をお願い致します。

会長に就任されました、恩田会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

(恩田会長)

只今、ご推薦いただきました松戸市防犯協会連合会会長の恩田でございます。よろしくお願ひ致します。本協議会は、松戸市での犯罪発生防止及びめいわ

く行為の禁止による安全で暮らしやすい市民生活の実現を目的とした「松戸市安全で快適なまちづくり条例」に基づいて設置されたものであります。今後も安全・安心なまちづくりをさらに進めていくためにも、委員の皆様のご意見をいただければと思いますので、よろしくお願い致します。

(事務局)

ありがとうございました。次に、会長代理につきまして、恩田会長よりご指名をお願いいたします。

(恩田会長)

戸田委員に引き続きお願いしたいと思いますが皆様いかがでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(事務局)

それでは、会長代理につきまして、戸田委員をお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。議長につきましては、規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、会長をお願いいたします。

(恩田会長)

本日の出席者は 11 名ですので、規則第 4 条第 2 項の規定により、本会は成立いたしますことをご報告いたします。事務局にお尋ねしますが、本日の協議会にあたり、傍聴を希望する方はおられますか。

(事務局)

傍聴希望者は 1 名でございます。

(恩田会長)

規則第 5 条の規定に基づき、本日の協議会は、公開となっております。傍聴希望者 1 名につきましては、許可いたしますが、ご異議ございませんか。

(委員一同)

異議なし。

(恩田会長)

会議を傍聴される方に、ご注意申し上げます。

傍聴受付の際、ご覧いただきました、傍聴要領に記載されている事項について注意いただき、会議が円滑に進むよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、会議次第に基づき、議事にはいります。次第の4、協議・報告事項

(1) 路上喫煙対策について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

それでは、協議・報告事項(1)路上喫煙対策について、説明させていただきます。まず初めに資料の訂正をお願いいたします。資料の3ページ「たばこ・ポイ捨てに関する苦情・要望等について」の下の段「対象地区」の棒グラフのうち、令和4年度の合計数が計93件となっておりますが、計54件の誤りでございました。申し訳ありませんが、修正のほどよろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料の1ページをご覧ください。(1)は松戸市安全で快適なまちづくり条例における喫煙の規制および重点推進地区の指定の経過について記載しております。(2)は令和7年12月末時点での指導監視員による重点推進地区のパトロール回数および過料処分件数となります。過料件数が前年同期比52件の減となっておりますが、継続的な啓発活動や条例周知を行ってきた結果が一因であると考えております。巡回場所や回数につきましては、今後も引き続き現場の状況等を把握したうえ、適切な指導監視に努めてまいりたいと存じます。

2ページをご覧ください。(3)は、過料処分者の年度別推移を示しております。過料徴収地区として例年松戸駅東西口の件数が多く見られるのは、他の駅と比較し駅利用者が多いこと、またそれに伴い指導監視員の巡回を重点的に行っている結果となります。喫煙・ポイ捨ての違反行為の内訳は記載のとおり、例年同様となっております。

3ページをご覧ください。(4)はたばこ・ポイ捨てに関する苦情・要望等となります。平成30年に松戸駅、新松戸駅周辺に設置していた指定喫煙所を撤去するまでは、喫煙所利用者などに対する苦情が年間120件ほどございました。当時と比較すれば減少しておりますが、令和7年度も取締りの強化やマナー啓発活動の実施等に関する意見・要望が多くなっています。また、例年と比較して外国人に関する内容が増加傾向にあります。苦情や要望の内容に応じ、指導監視員の重点的な巡回や担当職員による啓発活動を随時実施しているところです。

4ページをご覧ください。(5)はその他の条例推進活動として、職員による啓発活動等を行った内容を記載しております。市内全域におけるマナー向上の推進を目的とし、健康医療部 健康推進課、環境部 廃棄物対策課3課合同により合同キャ

ンペーンを実施しました。

5ページをご覧ください。重点推進地区外の市内各駅前においても指導監視員が定期的にマナー啓発活動を実施しております。また、今年度の新たな取り組みとして、昨年末に新松戸駅前において市関係各課及び松戸警察署と協力してマナーアップキャンペーンを実施しました。先ほどの苦情件数からも分かりますように、新松戸駅前のマナー違反に対する苦情や不安の声が増えていることに対応した取り組みとなっております。併せて新松戸駅前のベンチに写真のような注意標記を計37枚設置いたしました。今後も引き続き、効果的な条例推進活動を実施して参りたいと存じます。以上が路上喫煙対策についての説明となります。

(恩田会長)

事務局から説明のあった事項について、ご意見・ご質問等ありましたらお願い致します。

(委員)

- ①過料徴収の具体的な例について、どのように発見されて支払われるのか教えてください。
- ②苦情や要望について、どのような方がどこに対して、どのような苦情を入れるのか教えて欲しいです。
- ③配布物としてウェットティッシュを用意されているようですが、ゴミ箱などの物品のほうがより効果的なのではないかと思えます。なぜウェットティッシュを配布しているのか疑問に思いました。

(事務局)

- ①過料徴収の流れについてですが、指導監視員6人が2人一組で3班体制になって、市内7駅を順次巡回しているところです。喫煙者を発見した際には条例の趣旨を説明した上で、過料の2,000円を現金徴収しています。また、現金徴収できない方には納付書を渡して、後日金融機関等で支払っていただくようお願いしています。
- ②資料において集計している苦情・要望はすべて市に対してなされたものです。内容としては重点推進地区内のこの地点で喫煙者やポイ捨てをしている者がいるので取り締まって欲しいといった要望が多いです。その都度、関係部署と連携しながら案件ごとに対応しております。
- ③ウェットティッシュについては、マナーアップ啓発のチラシの付属品として配布しているものです。したがって、喫煙者だけでなく地域の方全員に配布している実情がございます。また、路上喫煙者に対しては必要に応じて携帯灰

皿を配布している実績もございます。

(委員)

マナーアップの啓発チラシに記載してある内容が、啓発物品にも記載されたら良いのかなと思いました。

(事務局)

啓発物品の記載内容については今後検討してまいりたいと存じます。

(委員)

①過料徴収の内容について、年齢別や外国人の割合などが分かれば資料に載せて欲しいです。実態が分かれば、対策の内容を次のステップに移れるかと思えます。

②キャンペーンののぼり旗や配布しているチラシを見たことがありません。苦情があった地域を重点的に啓発したり、外国人が多い地域には外国語も併記したのぼりを立てたり、工夫した取り組みをお願いしたいです。

(事務局)

①年齢や外国人の割合は正確な値を集計していませんが、おおよその値を出すことは可能ですので、頂戴したご意見を参考に今後の啓発方法を検討してまいります。

②既に多言語化しているチラシも配布しておりますが、ピクトグラムなど、外国人にも伝わりやすい表記を工夫していきたいと思えます。

(委員)

喫煙・ポイ捨てのルールは守られるべきですが、逆にたばこの好きな人達が重点推進地区内で喫煙できるような場所を市は提供しているのでしょうか。

(事務局)

東松戸駅周辺に指定喫煙所を1箇所設けております。他の喫煙所の設置につきましては、過去に寄せられた苦情や様々な懸念点を考慮しつつ、関係部署と連携して設置の有無について議論していきたいと考えております。

(委員)

煙が出ないような密閉した喫煙所を設置すると結構な費用がかかるのでしょうか。

(事務局)

具体的な数字は持ち合わせておりませんが、パーテーション型やボックス型など、種類によって値段が異なるかと思えます。初期費用だけでなくランニングコストがかかるため設置に対しては慎重な判断が必要とされますが、国の方針としては喫煙場所を設置して吸う人の権利を守ろうという分煙の方向で検討が進められているところです。

(健康推進課)

健康推進課としては健康に悪影響を及ぼす可能性があるため、禁煙を進めたいところではありますが、ポイ捨てや受動喫煙を減らす上では喫煙所の設置のメリットもあると考えております。

(委員)

ポイ捨てや路上喫煙者が減ってきているように感じます。また、行き交う人から活動に対するお礼を言われることも増えてきました。マナーに対して注意することはなかなか難しいですが、継続して自分たちの活動の姿を見せることで周囲の人に理解していただきたいと思います。

(恩田会長)

続きまして、協議・報告事項(2)客引き行為等対策について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

続きまして、協議・報告事項(2)客引き行為等対策について、説明させていただきます。

6ページをご覧ください。(1)は平成29年12月に改正した松戸市安全で快適なまちづくり条例の客引き行為等に関する規制について記載しております。こちらについては、今回初めて委員になられる方もいらっしゃるため、簡単に事務局より説明いたします。改正前の条例においては、つきまとい勧誘行為について、拒絶の意思を示す者へ勧誘行為を続けることを禁止としていましたが、実効性を高めるため、客引き行為等の規制強化を検討しました。そこで、客引き行為等の定義の明確化(客引き行為、客待ち行為、勧誘行為、勧誘待ち行為)や過料徴収(50,000円以下)などを盛り込み、平成29年12月26日に改正を行いました。一部罰則については、平成30年4月1日施行にしたことから、これに合わせて客引き指導監視員2名を採用し日常的なパトロールを開始しました。

なお、客引き行為等禁止特定地区は重点推進地区のうち、松戸駅、新松戸駅、八柱駅の3駅を指定しています。以上をまとめたのが6ページとなります。

続いて7ページをご覧ください。(2)は指導監視員による特定地区のパトロール実施報告となります。令和7年度につきましては、12月末時点において口頭指導が12件、文書指導が2件となっております。なお、口頭指導後に再度違反行為をした場合については、文書指導、勧告、過料、公表等の処分へと移行されます。件数の増加については後程説明しますが、委託警備の日数を増やしたことが一因かと思われます。続いて、客引き行為等に関する苦情等につきましては、令和7年12月末時点において14件であり、昨年度と比較し件数は増加しております。委託警備員を配置していない、松戸駅西口のアトレ側付近に位置する店舗の客引きやデッキ上でのティッシュ配りなどに対する苦情が多く寄せられております。市としましても、随時、苦情に対応して元警察官である指導監視員や委託警備員の巡回監視により、市民の通行時の安全確保を図っているところですが、今後も市民の方々のご意見等を参考に効果的な対策を検討し、実行していきたいと考えております。

8ページから9ページをご覧ください。こちらは客引き行為等禁止特定地区である、松戸駅・新松戸駅・八柱駅周辺の店舗従業員等の営業行為を示したものとなります。違反者への指導件数は先にご説明させていただいたとおりですが、こちらに示した人数は敷地内から声掛けを行う者や、個人を特定しての営業活動を行っていない者がほとんどを占めております。これらの行為は違反行為とはなりません、引き続き指導監視員による巡回を行い、違反行為をさせないよう条例に関する周知や指導を徹底してまいりたいと存じます。

10ページをご覧ください。(3)は客引き行為等をさせない取組の一環として、松戸市、地区防犯協会、地区関係団体、警察署が合同でパトロールを行った実績となります。客引き行為等禁止特定地区のほか、五香駅を含む4駅周辺において計7回の合同パトロールを実施しました。客引き行為者への対策は、官民一体となった連携が非常に重要と考えておりますので、引き続き皆様のご理解ご協力を宜しく申し上げます。続いて、(4)ですが、特に市民から苦情の多い松戸駅西口「キテミテマツド通り入口付近」にたむろする客引き行為者への対策として、令和5年度より客引き対策専従の委託警備員を配置しておりますが、今年度は昨年度と比べ、水曜と木曜日も追加し、週5日以上4人体制で警備を実施しております。なお、月曜と火曜につきましては市の指導監視員が注意喚起を行っております。客引き対策専従の委託警備員については、客引き行為者に対する口頭注意等を行うほか、喫煙・ポイ捨てに対する注意喚起など幅広く活躍しております。また、その他の対策としまして、各店舗の店長を一同に集めた連絡会の開催や店舗のビルオーナーへの訪問など、客引き行為対策に関

する情報共有を行い、根本的な解決に向けて尽力しております。様々な取り組みを実施しているところではありますが、市民の皆様からいただくご意見や現場の状況を見ましても、客引き行為等に対する不安が一掃されたわけではありません。引き続き客引き行為等が問題とされるエリアを注視しながらより有効な対策について検討し、警察、地域団体と連携しつつ、効果的な対策を実行してまいりたいと存じます。以上が客引き行為等対策についての説明となります。

(恩田会長)

事務局から説明のあった事項について、ご意見・ご質問等ありましたらお願い致します。

(委員)

最近では客引きの看板が出ていないように思います。また、西口のクラブの前は非常にゴミが多かったが、それも無くなってきました。皆さんの努力の賜物ではないかと思えます。

(委員)

- ①客引き監視員とはどのような方が選出されて、どんな勤務形態でいらっしゃるのか教えてください。
- ②官民一体でパトロールされていることについて、どのようなやり方で取り組みをされているのか教えてください。

(事務局)

- ①客引き対策専従の委託警備員が4名で週5日以上見回りを行っているほか、元警察OBの指導監視員4名が2班体制で巡回して、客引き行為者に対して指導している状況です。
- ②地域の防犯協会の方々や商店街の方々と一緒に月1回、対象の駅を順繰りにパトロールすることで、客引き行為者への牽制になるほか、参加された皆さんへの啓発にも繋がっているかと思えます。官民一体の取り組みについて、より効果的な方法を各団体に協力を仰ぎつつ検討していきたいと考えております。

(委員)

客引き合同パトロールで回る時間は早いので実際に客引き行為者を取り締まるわけではありませんが、住民の目があるということを示すために実施しているかと思えます。

(委員)

繁華街のパトロールだけでなく、町会・自治会の協力をいただきながら地域の防犯パトロールも毎月実施しているところです。

(恩田会長)

続きまして、協議・報告事項(3) その他報告事項について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

続きまして、協議・報告事項(3) その他報告事項について、説明させていただきます。本日配布いたしました差し替え版の資料11ページをご覧ください。最新の年別刑法犯認知件数の推移を掲載しております。

令和7年中は2,914件で、昨年比べて微増ではありますが、最も多かった平成11年中の13,677件と比較すると約80%の減少となっております。これも各団体の皆様の活動が着実に成果として結びついた結果だと存じます。この場をお借りして感謝申し上げます。本市としましても、これに満足することなく、引き続き気を引き締めて防犯活動に従事してまいりたいと存じます。以上がその他報告事項についての説明となります。

(恩田会長)

事務局から説明のあった事項について、ご意見・ご質問等ありましたらお願い致します。

(委員)

時々、外国人の女性がお店ではないところで客引きをしているところを見ることがありますが、警察では取り締まってもらえないのでしょうか。

(委員)

寄せられた情報に対して警察官を巡回させてはおりますが、相手方も警察官の姿を認識しているところがありまして、なかなか取り締まりに結びつかないというのが実情でございます。極力取り締まりができるように努力していることをご理解いただければと思います。

(恩田会長)

以上で、予定していました議事を終了いたします。これで議長の役を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(事務局)

以上をもちまして、令和7年度第1回松戸市安全・快適まちづくり協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。